

Discussion Paper Series A No.519

明治末期総督府官僚の台湾統治構想と統計調査

佐藤正広

2009年6月

Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan

明治末期総督府官僚の台湾統治構想と統計調査

目次

1. はじめに

- 1.1 問題の所在
- 1.2 対象の限定

2. 総督府官僚の認識—持地六三郎『台湾殖民政策』

- 2.1 本節の課題と取り上げる資料
- 2.2 本書の構成と内容の概略
- 2.3 持地植民地経営論の特徴
 - 2.3.1 持地の基本的な立場
 - 2.3.2 台湾統治の現状と将来への展望—持地の地域間取引モデル—
 - 2.3.3 「大国民」としての主体論—制度と人的資源
- 2.4 本節のまとめ

3. 本国知識人の植民地経営論—竹越与三郎の例

- 3.1 はじめに
 - 3.1.1 本節の課題
 - 3.1.2 竹越与三郎について
- 3.2 竹越与三郎の植民政策論
 - 3.2.1 取り上げる資料
 - 3.2.2 『台湾統治志』（1905年、博文館）
 - 3.2.3 『比較殖民制度』（1906年、読売新聞社）
- 3.3 本節のまとめ

4. むすび

- 4.1 持地と竹越の比較
- 4.2 台湾総督府官僚から見た統計の意義
- 4.3 補論：日本の帝国形成に関する歴史的評価をめぐって

引用・参考文献

図表

明治末期総督府官僚の台湾統治構想と統計調査¹

一橋大学経済研究所 佐藤正広

1. はじめに

1.1 問題の所在

統計調査の歴史を見る際、これを他の歴史的事象から切り離して、統計学ならびに統計調査技術の内在的発展の歴史として扱う視点がある。これはこの領域の研究をする際には欠くことのできない視点である。しかし、この視点でのみ統計調査史を記述することは、統計学ならびに統計調査技術が、いったいどのような社会的ないし歴史的な文脈の中であらわれ、発展してきたかを見落とす危険がある。

筆者は近年、台湾総督府が実施した統計調査、たとえば人口センサスや農家経済調査などについて、その実施過程に即した分析をしてきた。筆者の中心的テーマのひとつが統計調査制度史である以上、それは当然である。しかしこれとならんで、総督府が実施した統計調査や、統計資料編纂をめぐる諸環境についても、考える必要があろう。

これまで見てきたいくつかの例から、台湾総督府に関わる人々は、統計に対し、本国の政治家や官僚に比較して、より切実な関心を抱いていたのではないかと、筆者は考えている。たとえば、台湾総督府は 1898(明治 31)年に、日本本土にさきがけて、試行的なものとはいえ農家経済調査を実施しているが、この時期はまだ、漢人系住民の武装蜂起が終熄せず、総督府はその対策に追われていた時期である。また、日本本国では日露戦争のために無期延期となってしまった国勢調査を、台湾では「臨時台湾戸口調査」として予定通りに行っている。この時期には、漢人系住民の武装蜂起はようやく鎮圧されたものの、その余韻冷めやらぬ時期であったし、日露戦争に伴う戒厳令が施行され、その事務に総督府は忙殺されていた。このように、統治上の切実な課題を抱えながら、統計調査が後回しにされることなく実施された背景には、一体何があるのだろうか。

この問題に接近するひとつの途として、当時日本の指導者たち、なかでも特に台湾総督府にあって行政にあたった人々が、台湾領有と支配についてどのように認識していたか、また、その認識の中で統計調査の位置づけはどのようなものであったかを知ることは、意義がある。これは、現実に行われた調査がなぜ、現にわれわれが見るような形になっているのかを考える手がかりともなるであろう。いいかえれば、同時代人の認識の枠組みの中における、統計調査の位置づけの問題である。本稿では、この点について考えるため、台湾に直接かかわった当事者の著作を主として取り上げ、同時代人の認識を探ることにする。

1.2 対象の限定

上記の目的に接近するため、本章では主な検討対象を、持地六三郎と竹越与三郎という 2

¹ 本稿は未定稿である。したがって、著者に断りなく本稿を引用することを禁ずる。

名の植民政策論に限定する。持地は台湾総督府の施政初期にその中枢にあって活躍した官僚である。彼は児玉源太郎総督や後藤新平民政長官とも近い位置にいて、彼らと台湾経営に関する考え方を共有していたと見られる。また竹越はリベラルな政治家であり、言論界におけるオピニオン・リーダーのひとりでもある。彼は衆議院議員在職中に台湾総督府の招きに応じて訪台し、その見聞をもとに台湾の植民地経営に関する本を著している。これは、総督府官僚でない者が総督府の行政を観察したとき、どのような見方になったかについて知る手がかりとなる。

もちろん、日本による植民地経営に関しては、持地と竹越に限らず、多くの同時代人が見解を公にしている。その中でこの2名を特に取り上げたのは、彼らが総督府による施政初期の台湾の状況を、自らが現地で得た情報に基づいて論じているからである。彼らの他にも、台湾と直接に関わりを持った人々については、行論上の必要に応じて取り上げることになる。逆に、台湾と直接の関わりを持たないか、関わりが稀薄である本国の知識人の議論は、ここでは取り上げない。もちろんその中には、福沢諭吉や徳富蘇峰、時代は少し下るが矢内原忠雄などの重要な論客が含まれることは承知している。しかし、本稿のテーマは、総督府統治初期における台湾統治者の現状認識と、その中での統計調査の位置づけである。日本の植民地経営一般や、日本の「帝国」形成過程の、他国と比較した際の特性等に関する議論を、本稿で全面的に展開する意図はない。このような観点から、福沢や徳富らの歴史的な重要性は認識しながらも、本稿では取り上げないこととした。同じ意味で、帝国議会での論議や、植民地領有をめぐる本国の世論形成についても、正面から取り上げることとはしない。

2. 総督府官僚の認識—持地六三郎『台湾殖民政策』

2.1 本節の課題と取り上げる資料

本節で取り上げる資料は、台湾総督府の高級官僚であった持地六三郎の植民政策論『台湾殖民政策』である。この本を取り上げることを通じ、当時台湾総督府の中枢にあって政策立案に携わっていた官僚たちが、自らの業務、すなわち台湾における植民地経営を、どのような枠組みで認識していたかを明らかにすることが本節の目的である。また、持地の著書の検討を通じ、本稿全体の問題、すなわち、彼らの枠組みから見たときに、統計調査ならびに統計編成業務がどのような位置づけを与えられることになるかという問題について、考察の前提を得たいと思う。

本題に入る前に、持地の経歴や基本的な素養などについて略述しておこう。

持地六三郎は1867(慶応3)年に生まれ、1923(大正12)年に死去している。1900年から、1910年までの約10年間、日本による台湾統治の中枢に居続け、総督府による施政の草創期におけるさまざまな行政分野で活躍した人物である。

その経歴を見ると(表1)、経済学、法制度、植民地政策に関する著書や論文があり、基本的な素養は経済学および法学であったことが窺われる。1892年に高等文官試験に合格、同

期には、のちに台湾総督府で活躍することになる中村是公がおり、また前年の合格者には、やはりのちに台湾総督府の民政長官になる祝辰巳や、若槻礼次郎がいた。20 歳代半ば、将来を嘱望されての出発であったと言えよう。当初山口高等中学校教授として任官したが、1899 年までには石川県参事官、石川県書記など、内務官僚としてのキャリアを歩み始めている。

台湾総督府に着任するのは、日本による台湾領有 5 年目を迎えた 1900(明治 33)年 7 月、台南県書記としてである。この後、土地調査、旧慣調査という、台湾総督府による統治初期に施政の方針を定めるべく実施された基礎調査に関わった。1903 年に民政部総務局学務課長を兼務してから 4 年間ほどは学務関係を中心とした業務につき、1906 年 9 月には国語学校長心得になっている。同年 11 月、高等文官試験同期の中村是公が満鉄副総裁に転出したあとを襲うかたちで民政部総務局長心得となつてからは、各国の植民地経営の実態を調査に出向くなど、教育のみならず、植民地経営全般に関して目配りをする立場となった。1910 年 12 月に台湾総督府を離れた時点の役職は総督府通信局長であった。

持地は、1912 年から朝鮮総督府に 8 年ほど在任して 1920 年に退官し、その後は官僚としては第一線から退いた形になっていたようであるが、1923 年 8 月に「危篤に付賞与」という記録が見られ、同年没している。

このような経歴を持つ持地はこれまで、台湾総督府の教育政策との関わりで取り上げられることが多かったように思われる。彼の経歴を見る限り、そうした取り上げ方には根拠がある。しかし、彼の活動した舞台は教育のみではなく、総督府による施政全般にわたっており、また海外を視察した経験を踏まえ、総督府の施政を国際比較の観点から位置づける視点も持っている。彼は、台湾総督府の中枢にあつて実務を担当した官僚機構のトップに位置する人物の 1 人であり、その著書は、同時代の施政当事者が、日本による台湾支配をいかなる観点から位置づけていたのか知る上で、絶好の資料といえる。

2.2 本書の構成と内容の概略

本節で取り上げる『台湾殖民政策』は、持地が台湾総督府を離れて、1912 年 4 月に朝鮮総督府土木局長として赴任する直前までの約 1 年の間に執筆され刊行されたものであり、台湾総督府における彼の経験を総括する内容となっている。持地自身、次のように、本書執筆の意図を述べている。

「外国殖民地官吏が多年の勤務を終へて退隠するや、往々其の経歴したる殖民地に就て書を著はし、以て後世に遺す者あり。斯の如きは後継者に遺策を伝へ、学者に資料を与ふる所以にして、其の殖民地の健全なる発達を助成し、殖民政策の研究に裨補する所あるや尠しと為さず。余は常に斯くの如き官吏の国に忠にして事に誠なるの襟度を欣慕せずんばあらず。夫れ羅馬は一日にして成れるものに非ず。大帝国建設は永遠の事業なり。殖民地経営の如きは譬へば猶数代を期して成功すべき大建築物の如し(2-3 頁)」

すなわち、植民地行政官としての経験の継承を目的として本書を執筆したというわけであ

る。文中「帝国建設」に関して述べたくだりは、当時この問題に関心を持ち、または行政官として植民地経営に関わりを持った人々の間において、ごく普通に見られた考え方ではなかろうか。また、本書には題字を桂太郎、佐久間左馬太が寄せているが、桂は本書出版当時の内閣総理大臣、佐久間は同じく現役の台湾総督である。官僚としての持地の立場と、本書の社会的位置づけを物語るものといえよう。

本書の構成は以下の通りである。

第一章	総論
第二章	台湾の地理
第三章	日本の台湾統治
第四章	台湾の国法上の地位及其統治組織
第五章	土匪鎮定並警察制度の発達
第六章	法制及旧慣調査並司法制度
第七章	財政政策、貨幣及銀行
第八章	経済政策、灌漑事業
第九章	内外貿易、築港事業
第十章	交通
第十一章	教育問題
第十二章	衛生
第十三章	理蕃政策
第十四章	社会経済上諸問題 日本農民移殖政策
第十五章	結論
付録	如是我觀(明治42年1月23日東洋協会台湾支部での講演) 殖民政策の概念(明治42年台湾総督府第5回統計講習会での講演) 比律賓爪哇及び印度の教育に就て(明治41年台湾教育会での講演) シャイエ氏印度教育問題に就て (Joseph Chailley's Administrative problems of British India) (書き下ろしの書評、明治43年11月起草)

本書では第1章から付録までが並列されており、編や部など上位の区切りは設けられていない。しかし、ここで内容的な区切りを敢えて試みるなら、第1章から第3章までが総説、第4章から第6章までが法制度および警察、第7章から第10章までが各種インフラの整備および経済、第11章から第13章は社会政策、第14章と第15章が将来の展望および結論である。付録は初めの2点が植民地経営の基本理念について述べたもの、後の2点は植民地経営における教育の意義について述べたものである。以上、本書は台湾の自然、法制、経済、民政、殖民政策の順に、総督府の政策を包括的に論じたものであることが分かる。植民地としての、台湾の位置づけに関する持地自身の持論も、随所に明瞭に出ている。以下、順を追って紹介し、その後に持地の台湾経営に関する議論の特徴点について述べることにしよう。

まず、第1章から第3章までの部分は、本書全体の「総説」にあたる。第1章では台湾総督府の基本政策は児玉総督と後藤民政長官の時期に定まり、それ以後はこれを踏襲しているとし、日本による台湾植民政策の時期区分を①「平和秩序の確立維持時期」明治285年領有より35年土匪鎮定まで。②「経済発展の時期即ち産業勃興の時期」明治36年以後とする。

第2章では、台湾の人文および地文水文に関して一通りの記述がなされる。

そして第3章では、明代からオランダ時代、鄭成功、清代に至る一通りの歴史、すなわち日本による統治に至るまでの歴史的経過について概説する。持地はここで、日本が台湾を領有した際、西欧列強による植民地化の際に宣教師等が果たしたような、植民地領有のいわば露払いの業務にあたる者がなく、なんの準備もなくいきなり台湾を領有するに至ったことを指摘する。列強は日本の台湾経営が失敗に終わるだろうと見ていたが、児玉源太郎総督と後藤新平民政長官のコンビが現れて、台湾経営を軌道に乗せたと述べる。

第4章から第6章までは法制度および司法について取り上げているが、第4章では法制上の台湾の位置づけに関する総論として、歴史的文化的背景の異なる植民地において、本国とは異なる法制が実施される必要について触れ、台湾が現にそうなっていることを指摘する。この論旨を展開するに際し、持地がドイツ、イギリス、オランダ、フランスなどの植民地の法制上の位置について述べ、これらと台湾を比較している点には注意を促しておきたい。次節で取り上げる竹越与三郎の議論でも、また同時代の他の論者の著作でも、列強の植民地政策を分類し、また歴史的展開を見た上で、日本がとるべき統治方針を決定しようとする議論が見られる。こうした立論の仕方は、この時代の知識人に共有されていたようである。この章の最後には、総督府の官制、地方組織などの概要が述べられている。

第5章は、台湾総督府が現実に台湾を統治するにあたってとった警察行政の紹介であり、いわゆる土匪に対する乃木総督の「三段警備」の体制（警察、憲兵、軍隊のそれぞれの持分と協力のあり方を定めた）が敷かれたことからはじめ、ついで明治31年には三段警備を廃し、一種の自治警察として保甲制度を実施したこと、明治34年12月より35年4月末までの大捜索で「全島土匪の根孽を根絶するを得(74頁)」たことや、その後とられた島内の銃砲管理政策などについて触れる。

第6章では、台湾の法体系の特徴と言われるべき、漢人や原住民族の習慣等に即した特別法制について、民事、刑事、司法制度の順に概説している。

つづく第7章から第10章までで、持地は民政上の諸政策、とくに経済および経済的なインフラの整備について述べる。

第7章は、土地調査(明治31-37年)と大租権整理(明治36-38年。補償金の交付による)からなる「近代的」土地所有の導入と、地租改正(明治37年)による土地税制の整備、専売制度(明治32年樟腦、30年阿片、32年塩、38年煙草)の設定、地方税(地租附加税、家屋税、営業税、雑種税)の設定、砂糖消費税(明治34年)の設定など、一連の財政政策について紹介し、これらの結果として、明治38年には台湾総督府の財政が本国の財政から独立するに

至ったことを述べる。このとき総督府の主な財源は専売その他の官業収入で、税収は比較的少ない状態であった。また、明治 42 年度、經常歳出の 53%、臨時歳出の 78%は各種インフラストラクチャの整備を中心とする「生産的費用」で、マレー連邦やフィリピンよりも大きな割合を占めるとする。こうして持地は、日本が台湾に対して、欧米の植民地経営に例を見ない多額の投資をしたことを主張している。この章の最後では、日本による貨幣制度の整備と台湾銀行設立（明治 32 年）について触れている。

第 8 章は経済政策と灌漑事業の具体的な紹介である。ここでは重要産物として茶、砂糖、米、樟脳を中心に取り上げている。特に砂糖に関しては、新渡戸稲造の糖業改良意見を紹介し、糖務局が、糖業試験場を設立し、糖業奨励規則を制定することで砂糖農業と砂糖工業の改良を図ったこと、さらには台湾糖業の趨勢と将来について展望を述べる。

第 9 章は内外貿易、築港事業に関する記述である。従来対中国貿易中心であった台湾の貿易構造が、日本による領有に伴い輸出入ともに日本との関係を最重要とする構造に急速に再編されるとともに、貿易額も急増していること、ただし漢人の日用品に属する品目については、なお対岸貿易が重要な意味をもつことなど、台湾経済の大きな枠組みの再編成の過程について触れている。経済学者としての持地の面目があらわれている。

第 10 章は、道路、鉄道、郵便、電信、海運など、交通および情報流通の機関について、清国統治期の劉銘伝の鉄道建設に遡って経過を記述する。ここで、持地が台湾縦貫鉄道の建設を念頭に置いて、次のように述べていることには注意を促しておきたい。

「(領台当時の状況は:引用者)南部台湾と北部台湾との間には殆ど経済の共通なく、其交通は主として海路に依りて行はれたりき。されば台湾が米の主産地として現今に於ては毎年多額の米を本国に移出するに拘はらず、交通不便の往時に在りては、毎年南部に於ては対岸より米の輸入を仰げるに反し、北部又は中部に於ては之を対岸に輸出するの顕象を呈し、更に南部と北部との間に有無相通ずるの状況なかりき。…中略…斯の如くして島内に於ける貨物の交易は容易に且自由に行はれず、物価は各地間に著しき差違あり、産業振はず、経済進まず、是れ実に領台当時の状況なりしなり。故に廉価且迅速の交通要具を創設することは治平秩序の確立維持の爲にも、全島の経済を共通にして物価を均一にし産業を振起する爲にも必要にして、交通機関の改良は実に政治上経済上最大の急務に属したりき。(255 頁)」

すなわち、日本の支配下に入った当時の台湾は、いわゆる「蕃地」でない地域、つまり総督府統治下にある地域であっても、全体としてひとつの市場圏をなしていなかった。孤立する南北両地域を有機的に結びつけて台湾島全体を覆う市場圏を作り出し、それを基礎に産業振興を図るため、交通網の整備は急務であったというのである。

第 11 章から第 13 章では、各種の社会政策および「理蕃」政策について述べられている。

教育問題を扱う第 11 章では、国語伝習所、公学校、小学校などの初等教育施設と、中等学校以下の中高等教育についての制度的な解説ののち、台湾の教育の理念についての解説がなされている。持地による結論を端的に述べるなら、台湾における教育は、究極的には同化のための手段である。「同化」という用語は、今日では往々にしてネガティブな響きを

持つが、持地の文脈において、少なくとも漸進的な「同化」は、「掠奪」に対する対概念として、現地住民を文明に導くための恩恵として、ポジティブな価値をもつ語として用いられている点には注意が必要である。ここで持地がいう「同化」の意味については後にまた触れる。持地はさらに、なぜ日本語を教育用語としたかについても述べている。本章に紹介されている後藤民政長官の演説は教育に関する論点のみならず、当時台湾総督府が置かれた状況をありありと物語る興味深いものであり、持地はこの章で、後藤の見解を祖述している。この点についても後述する。

第 12 章は衛生政策について述べられている。大筋としては、熱帯地に於ける衛生施設の必要、台湾総督府による衛生施設整備の現状とその効果に関する記述である。具体的には、阿片制度、上下水道、市区改正、市場及屠畜場などの衛生工事、防疫、医院、公医、医生、医学校などの医事に関して、総督府の施策とその効果が紹介されている。

第 13 章では、当時総督府による支配下に入っていなかった原住民族（当時の呼称では「生蕃」）に対する政策が紹介される。当時彼らが支配した地域は、面積にして台湾島の半分以上を占め、かつその中には林業を中心とした経済開発の見込まれる地域を含んだので、総督府にとって、彼らを総督府の支配下に繰り込む（当時の用語では「帰順」させる）こと、すなわち「理蕃政策」は重要な課題であった。持地はここで、原住民族の各種族の特性について記述した後、オランダ、鄭氏、清国に遡る過去の理蕃政策について述べ、最後に日本の理蕃政策とその変遷について紹介する。

第 14 章と第 15 章が将来の展望および結論である。

第 14 章は、台湾の漢人系住民の同化に関する論点と、日本人移民と台湾住民の関係に関する論点からなる。持地は、日常生活の表面上のあり方を「形而下の風俗習慣」、民族固有の信仰や死生観などを「形而上の思想、信仰」と呼び区別する。前者の同化は容易であるが、後者の同化は植民史上ほとんど例を見ない難事業であるとする。

また、日本人と漢人系住民の関係については、次のように述べる。台湾における経過を観察すると、日本人移住民は、その数が少ない間は現地住民と融和し現地社会に入り込んで生活するが、日本人の数が増加するに従い、現地住民と疎遠になり、日本人だけで排他的な社会を作る傾きがある。ややもすれば、支配民族としての位置を背景に、現地住民の経済的利益を侵害する傾向もある。総督府による統治も、業務がルーティン化するにつれて、施政初期のような現地住民に対する柔軟な接し方が薄れ、次第に硬直したものになりつつあるが、これらは憂慮すべき傾向であるとする。

最後に、当時論議されていた日本農民の台湾への移住について、台湾には現地住民の社会があり、そこに気候風土にも慣れぬ日本人農民を入植させるのは無理があるという見解を述べている。

第 15 章は本書全体の結論にあたる。持地は、日本による台湾統治の性質が *colonie d'exploitation* から *colonie de peuplement* に変化しつつあると分析する。その意味するところは、現地の社会を温存してそれを発展させ、そのことによって収益を得る方針から、本国

人を入植させて本国式の社会に変容させていく方針への転換である。これに対して持地は強い危機感を表明している。彼の主張は、現地社会の発展と、本国の利益とが相伴って増進するときのみ、植民地経営は成功するというものであり、当時の台湾統治の方向は、持地によれば、その径路からは逸脱するものであった。

持地はさらに、植民地官僚の組織だった養成システムの必要を力説する。すなわち、植民地経営が円滑に行われるためには「特殊の素養と経歴とを有する人士」によらなければならないとし、1907年にハーグに設立された植民地官僚養成学校を例に挙げて、内地で高等文官試験に合格したものを直ちに総督府に任用するのではなく、台湾で1-2年の試補期間をおき、その間に現地の言語、社会、歴史などを教育しかつその素養を見るべきだと提言して本編を結んでいる。

付録は4本の論文からなるが、初めの2本が植民地経営の基本理念について述べたものである。

第1論文の「如是我観」は、明治42年1月23日東洋協会台湾支部での講演であり、植民地単本位政策、本国単本位政策、本国植民地両本位政策について定義し、両者が平均して発展する場合のみに、植民地経営は成功するという経験則を述べる。ついで、日本が「世界帝国」を建設する基礎について述べ、国家政策が立派なだけではこれは叶わず、国民一人一人が植民地住民の見本になるような「豪い」人間にならなければならないと述べ、現状はそうでないと憂える。

第2論文の「殖民政策の概念」は、明治42年台湾総督府第5回統計講習会での科外講演である。ここでは植民地の定義、法律上の植民地の分類、経済上の植民地の分類、各国の植民地制度（イギリス、フランス、ドイツ、オランダ）、土地問題、労働者問題、「土人」問題の順に、植民地経営に関する当時の学問的な認識の大枠について概説している。

付録の後半2本は植民地経営における教育の意義について述べたものである。

第3論文「比律賓爪哇及び印度の教育に就て」は、明治41年台湾教育会での講演である。ここでは、フィリピンとインドの教育システムを取り上げて台湾と比較している。まずフィリピンについては、マッキンレー宣言にもとづく基本政策として「教育を以て其の民を教化して自主自立の民たらしめんとする（539頁）」²という試みは評価するものの、「自主自立の民」であるということの「根本は富を得ることであって、人民が物質的の富を得て、而して其の結果として教育も出来るし、政治上の権利、政治上の自由と云ふことも出来る（539頁）」のに、アメリカによる教育の現状はフィリピン民衆の実態に即していないと指摘する。また、インドについては、近年インド人の間に、英国による教育に関して、実業教育と普通教育の軽視に関する不満の高まりがあることを指摘し、これは、インド人の間に、明治以降日本が急速に発展した原因をこれらの種類の教育に求める見方があるためだと述べている。持地は、近年におけるインド人の政治運動の原因は、第1に経済的理由により、第2には日本の成功との比較にあると見ている。

² アメリカのフィリピン経営に関しては、中野聡（2007）に詳しい。

以上のような議論ののち、持地は議論の締めくくりとして以下のことを述べる。すなわち植民政策の具体的なあり方は、①支配民族の歴史、制度、思想など「主体」と、②被支配民族の歴史、制度、思想などの「客体」、③さらに植民政策が立てられる諸環境の、3つの要因によって決まるので、他国の植民地政策をそのまま模倣することがあってはならないというのである。

第4論文「シャイエ氏印度教育問題に就て (Joseph Chailley's Administrative problems of British India)」は、本書のための書き下ろしの書評で、明治43年11月起草されている。

フランスの植民政策学者であり代議士でもあったジョゼ・シャイエは、インド統治を、イギリス人にして初めてよくなしうる「世界史上の奇蹟」とし、その構造を見ようとする。持地はその中から教育にかかわる部分を、以下のように紹介する。すなわちイギリス人はインドにおいては「土人に文明の恩沢を与へん」とするような理想ではなく、あくまでも実利を追求する姿勢で諸政策を実施した。結果、ともすれば教育に対しては冷淡であった。インドにおける教育では、イギリス人は、現地住民の間に統治上の補助者を必要としたため、初等教育を幅広く施すのではなく、限られた人数に中高等教育を施す方法を取った。しかしその教育内容は、インドにあった形に再編されたものではなく、イギリスの教育をそのまま持ち込んだ。結果としてインド人が自由思想に目覚めると、今度はその懐柔のため、教育関係の要職をインド人に渡した。これはイギリス人が教育を重視していなかったためである。その結果、インドの教育は「品質劣等」になり、政治上の危険分子を輩出するに至ったと云々。また、持地は本論文の最後でフィリピンについても触れ、フィリピンにおけるアメリカの教育政策は植民地史上例を見ない試みであるが、近年その誤りが自覚され、理想主義の教育ではなくて実業中心の教育が中心になりつつあると指摘して本論を結んでいる。持地の意図が、インドやフィリピンと比較して、台湾教育の優秀性を示唆し、かつまた英米による植民地教育政策の歴史をもって他山の石とすべしというところにあるのは明らかであろう。

2.3 持地植民地経営論の特徴

2.3.1 持地の基本的な立場

持地の著書に即してその内容を紹介してきたが、次にその論理構成上の特色について述べたい。

まず、持地が植民地行政にかかわる際の基本理念はどのようなものであったのだろうか。結論から述べるならば、本国と植民地の調和的な発展と、植民地住民に対する漸進的な同化政策であったと言えそうである。

本書を読む限り、彼にとり、植民地経営の目的が本国の利益にあったことは疑いない。持地は、後藤新平の演説を以下のように引用している。後藤はここで、植民地経営の理念には大別して「本国本位」「植民地本位」のふたつの流れがあり、それらは平行線を辿ると述べる。

「凡そ殖民国が其殖民地を經營するに方りては、常に思想の方向を異にせる二派の議論が行はるるを見る。甲派は曰く、殖民地經營の目的は本国の利権扶植に在り、土人に教育を与ふる如きは政治上の危険を生ずべき誘因にして、之を施設せざるの優れるに如かずと。乙派は曰く、異人種統御は文明宣伝の目的に出でざる可からず、教育を与へて土人の智徳を高め、其文化を上進せしめんことを要すと。此の思想の方向を異にせる二派の議論は、蓋し殖民地經營なるものの継続する間は、相対立して存在するなる可し。(279-280 頁)」

たとえば日本による台湾經營とほぼ同時期に始まったアメリカによるフィリピン經營の理念は後者に属するが、これに関して、持地は次のような評価を与える。

「亜米利加は決して野心の爲め領土拡張の爲めではない。人道の爲め文明の爲めに比律賓人を救ったのであるといふ、其(マッキンレーの：引用者)宣言に基いた植民政策は、信実の心に出たものであらうと思ふが、其のマッキンレーのやったことは十年前のことで、其の後色々の事情の変化から、亜米利加人の考が変った事はあるはしないか—日本の勃興—要するに太平洋の覇権を握ることが主になって来て、亜米利加は心に於て帝国主義をやつて居るのでなければならぬ。(540 頁)」

彼はアメリカの掲げた理念に表だつた反対はしていないものの、その現実性に疑念を呈しているし、さらには最近の状況としては、日本との対抗上、そうした理念だけではやつて行かれなくなつていゝとの見通しを述べるのである

ただ、同じく「本国本位」の立場に立つにしても、殖民地經營の方法としては、現地住民の社会を圧倒する形でこれから収奪する方法と、現地住民の生活水準を向上させて彼らに日本国家の支配を受け入れさせ、その發展の結果生み出される収益を本国にもたす方法とがあり、後者によらなければ長期的な利益は保証されないというのが、持地の基本的な立場である。このことを総括して、持地は次のように述べる。

「殖民地經營の根本の目的は則ち經濟上の利益を挙ぐるに在りて、何人も殖民地經營に方りて母国の利己心を排斥する者に非ずと雖、而かも一時の利益と永遠の利益と即ち私益と公益とを區別せんことを要す。若し夫れ徒に個人の私益に徇へて掠奪生産に委し、利益を確むる所以に非るべし。(15 頁)」

このような基本理念について考えるとき、次にどうしても考慮しておかなくてはならないのは、殖民地社会の本国への「同化」に関する持地の考えである。この問題について、彼は以下のように後藤新平の主張を紹介している。

「土人を圧迫酷遇して復顧みざる如きは旧時の殖民思想に属し、殖民地經營の目的は本国人の利益を挙ぐると共に、土人の地位を高め、未開土人に文明を宣伝するに在りて、本国人の利益と土人の利益とは相衝突せずして相調和すべきものなりと為すは、実に近世殖民政策の通義なればなり。殊に日本の殖民地經營に於ては同化論者が最有力を有し、…中略…支那人や朝鮮人や其他苟も日本の治下に帰すべき各種の民族を渾合同化して、…中略…君臣の大義を凝成したる固有の大和民族と同一のものたらしめんことを期待するものの如し。…中略…去り乍ら時日を経過するに従て当局者は急劇に土人を同化することの容易ならざるを感知するに至れり。思

想を異にし、心性を異にし、歴史を異にし、風俗、習慣を異にし、同等の文化を有し、而かも其文化は往時は吾人の先師たりし支那民族を急劇に同化し、以て二千五百年來の遺傳と歴史とに依り君臣の大義を凝成したる大和民族と渾一たらしめんとするが如きは、蓋し容易の事業に非ざるなり。(280-282 頁)」

上記のように、後藤の基本的な考え方は、本国人の利益と植民地住民の地位向上と文明化という、いわば 3 本柱が基礎にあるというものである。その上で、固有の歴史と文化を持ち、かつては日本人の教師でもあった漢民族を、急激に日本人に同化することは困難であると述べるのである。後藤は、いわゆる同化主義者の言う、植民地住民の実態を無視した「同化」には賛成しないが、同化自体については、「植民地住民の地位向上」と背馳せず、かつ「文明化」に結びつく限り、これを是とする。言葉を換えていうならば、後藤にとって、上記の三原則が貫かれている限り、それが同化と名付けられようが抑圧と名付けられようが、選ぶところではなかった。この点については、持地による以下のような後藤の引用に明らかである。

「同化といへば意義一定、範囲分明、方法不動の様に心得居る人もあるけれども、同化には色々の種類がある、之に反して抑圧主義など云ふものも同様に一定の如く解する人もあるけれども、同化と謂ひ、抑圧と謂ひ、畢竟著述者の勝手につけたる名称に外ならぬのである、其内容彼此複雑なる関係あることをも思はざるべからず、如何に懐柔又は同化を期するも、時としては抑圧主義も実際必要なることもあるであらうと思ふ。(286-287 頁)」

以上のような後藤の発言を紹介した後、持地は「教授用語を本国語とすべきや、土語とすべきや」という問題について述べ、日本語による教育の根拠として次の諸点を指摘する。

「第一交通語として必要なるに依れり…(現状では：引用者)島民間に思想交通の媒介たるべき一の標準語あるなし、…第二、文化發達の手段として必要なるに依れり。第三、同化の手段として必要なるに依れり、土人の思想、風俗、習慣等を母国人に一致せしめんには先づ母国語の普及に依るを捷徑と為す。(295 頁)」

ここでは日本語教育による現地住民の同化が、「文化發達」のための手段という、実用主義的な観点から論じられている。

ここで注意を促しておきたいのは、持地が現地住民の文化について述べる際、すでに指摘したように宗教や死生観にかかわる「形而上」の要素と、物質生活にかかわる「形而下」の要素とを区別していることである。彼は、後者に関する「文化發達」や「同化」は可能であっても、前者に関しては非常に困難であるかまたは不可能であるとし、具体的な策をあげていない。

今日の目から「同化」という字面にとられるならば、これは民族性の抑圧であるということになる。しかし、当時の国際的、思想的環境という与えられた条件の下では、持地や後藤のような「漸進的同化」の立場は、植民地住民の立場を考慮した、進歩的なものであったと評価すべきであろう。そうした理念を持つ人々が、台湾総督府の行政の中核にいたことは注目に値する。

さて、持地(おそらく後藤も)が、以上のような基本的立場を主張したのは、単に台湾の行政上の経験からだけではない。その基礎には、欧米による植民地経営の経験に対する深い知識があり、各国の経験と、台湾での実践から得た経験とを比較することを通じて、彼らは上記のような知見を得たのである。すなわち欧米でも発達しつつあった「殖民政策学」を学び、その最新の「成果」を台湾で応用することを試みたのである。

持地の議論は、法制的分類、経済的分類などいくつかの基準からの分類を、欧米諸国による植民地経営の歴史的経験に対して加え、台湾(および朝鮮)の経営をそこに位置づけようとするものである。分類にはドイツ語、フランス語、英語が用いられており、彼の殖民政策学の素養が、西欧で当時行われていたものであったことを窺わせる。台湾との比較の対象として、持地が特に関心を寄せるのは、インド、ジャワ、フィリピンであり、本書中の随所でこれらの植民地経営に関する言及が見られる。

2.3.2 台湾統治の現状と将来への展望—持地の地域間取引モデル—

上記のような基本的姿勢で持地が展開した、台湾統治に関する現状認識と将来構想を、全体としてどう体系化して捉えたらよいであろうか。ここで、持地が経済学者としての素養を持った人物であったことに着目しよう。以下、台湾と日本、中国を含む地域間取引関係に関する、彼の現状認識と展望について、地域間取引モデルの通時的変化として再構成し、さらにそれを基に、彼が展開している諸政策の位置づけも試みることにしたい³。

第9章および第10章における記述から判断すると、持地は、清国時代および領台最初期の台湾の経済について、次のような認識をしていたようである(図1のA参照)。まず、台湾自体に関して言うと、漢人および平埔族の居住地域は北部台湾と南部台湾に分断され、両者の間では、急峻な地形に阻まれて大量輸送手段を欠いた。結果、両地域は別個の市場圏をなしており、それぞれに中国との間で貿易を行っていた。すなわち、北部台湾では米をはじめ、茶、樟脳などの第一次産品を中国に輸出して、中国からは日常生活に必要な第二次産品を輸入した。南部台湾では水利条件が悪く米が不足したため、中国から日常生活用品とともに米を輸入し、その他の第一次産品(茶、砂糖、樟脳など)を輸出した。米の輸出地域である北部台湾から輸入地域である南部台湾に、直接米が出荷されることはなかった。また、蕃地と漢人居住地域との間の通商は限定的なものであった。さらに、日本と台湾の間の貿易はまだ本格的に展開しておらず、台湾島の諸市場圏は、中国の市場圏に包含されていた。

次に、日本による領有後一定の期間を経て、持地が目の当たりにしていた状況はどうだろうか(図1のB参照)。まず、南北に分断されていた漢人および平埔族居住地域の市場圏は、台湾縦貫鉄道の建設と沿岸航路の整備とにより大量輸送手段が確保されたことで、急

³ 地域間取引の観点からいうと、持地のモデルには朝鮮や、欧米諸国との取引も含まれる。しかし、ここでは日本と台湾の関係とその変化に焦点を当てることを目的に、簡単化のため、関係地域を日本、中国(香港を含む)、台湾の3者に限定する。

速に統一されていった。また「蕃地」もその領域を狭めつつある。日本市場と台湾市場との間は、定期航路の開設や海底ケーブル（電信電話）の敷設により急速に取引が増加し、日本が第二次産品を台湾に輸出し、台湾は米、砂糖、樟脳などを日本に輸出するようになっていった。この貿易は台湾の出超である。台湾と中国の間では、前の時期に見られた台湾からの米、砂糖、樟脳などの輸出は、日本に向けられるようになって急減したものの、中国から台湾へは相変わらず、漢人系住民の日常生活に必要な商品が多量に輸入されていた。これは彼らの伝統的な生活様式に伴うものであり、日本が供給できない品目であった。この両者の関係では、中国が出超となる。さらに、日本と中国の間では、日本から中国に第二次産品を中心とした出超である。こうして日本、台湾、中国 3 地域を総体としてみれば、うまく貿易収支のバランスがとれた、いわば三角貿易の形となると、持地はモデル化している⁴。

前の時期からこの時期にかけてのこの変化は、日本による糖業振興政策や各種の専売政策などの経済政策と、それを支える交通、度量衡、台湾銀行券、商取引をめぐる法的諸制度の整備などインフラストラクチャの整備をめざす諸政策により、台湾島の統一市場圏が形成されると同時に、日本の本国との取引増大が誘導されていった結果と見ることができる。また、「蕃地」の縮小は隘勇線の前進と「理蕃」政策（各種の慰撫懐柔や教育など）によるものであった。ただ、漢人系住民の生活様式は、持地のいう「形而下（物質生活）」の面においてもまだ旧来の慣習を保ち続けており、それに伴う消費物資は中国から調達された。したがって、中国、特に福建省との取引は無視できない規模をもって維持されていた。これは当然のことながら、それぞれの地域間における人的交流の頻度と裏腹の関係にある。したがってこのことは、それぞれの地域の住民間における親近感、帰属意識といった、住民の意識レベルにまでも、少なからぬ影響を与えるであろう。

以上は持地が実際に目の当たりにし、また各種資料から実証的に導き出すことができたモデルである。これに対して、将来に関する持地のビジョンはどのようなものであったろうか（図1のC参照）。この点に関して持地は明示的に示していないが、本文中に述べられた諸政策が順調に奏功したと仮定することで、持地の論理がインプライする「未来像」を描き出してみよう。

まず、台湾に関していうならば「蕃地」は消滅して島内の全地域が統一的な市場圏に包含される。ただしこれは、台湾島として自立した国民経済が成立することを意味するのではなく、日本の帝国経済圏の一部を構成し⁵、台湾からの一次産品の輸出、日本からの二次産品の輸出という地域間分業を伴うものである。各種の教育の結果、台湾住民の「形而下」

⁴ 持地（1912）244頁には、この関係を非常に簡略化した図が掲載されている。

⁵ ここでいう「帝国」は、レーニンのいう「帝国主義」の意味での「帝国」ではなく、山本有造（2003）がいう「多民族的な政治共同体であり、その内部は（多くの場合）エスノ・ナショナルな相違をもとに複数の領域（法域、行政域）に分割され、それらに間に階層的な秩序が形成されている。複合的な帝国は、均質的で非階層的な主権国家である国民国家とは別の原理に基づいた国家システムである（10-11頁）」ことを想定している。

の生活は「文明化」して日本人と共通するところが大きくなり、これにともない、日用品を中心とした中国との取引は限定的なものになる。逆に日本との取引は、この面でも増大する。この時期になると、台湾および日本経済にとって大きな意味をもつのは、欧米市場を含む三角貿易であり、中国市場は台湾にとっては副次的な意味しかもたなくなるであろう。ただし、台湾住民の「形而上（死生観や宗教）」にかかわる生活に関しては、「同化」は、仮にそれが可能であったとしても、非常に長期にわたる過程を経なくてはならない。したがってこれにかかわる部分で、中国との交流は、この時期でも縮小しつつも継続するであろう。この面での「同化」については、何世代もかかると持地は考えており、これが実現するかどうかには、むしろ懐疑的であるような印象を、読むものに与える。少なくとも、この意味での「同化」のためには、積極的な諸政策を立案し実施するという立場を、持地はさしあたり、とっていない⁶。むしろ、この「形而上」の生活において密接な関係を有する対岸の社会に関して理解を深め、この社会との関係の中で台湾社会の統治も考えなくてはならないとして、以下のように述べる。

「台湾統治に方りては、常に支那に於ける動静消長に留意し施為する所あらん事は最緊切の事に属す。台湾に於ける日本人が其根拠を本国に有するが如く、台湾土人は其根拠を漳泉福恵地方に有せり。彼等の祖先の墳墓も此に在り、彼等の親戚故旧も此に在り、往来省間常に絶ゆること莫し。此の関係は、台湾と対岸との地理的關係の近接よりして、恐くは将来といへども渝ること莫るべし。支那の關係を離れ台湾土人を孤立視して以て台湾統治を完ふせんことは、未だ俄かに其可なるを見ざるなり。故児玉総督が、台湾を統治せんには先づ其住民の根拠たる対岸地方を研究善処せざるべからずと為し、常に南清経営に苦心努力せられたるは遠眼卓識の経綸なりと謂はざるべからず。(434頁)」

この一文からは、持地の見解が児玉総督らの強い影響を受けて形成されていることもうかがわれるであろう。

2.3.3 「大国民」としての主体論—制度と人的資源

本書において、持地は、植民政策と、それに伴う諸制度に関して論じるだけでなく、これを運営する主体としての総督府のあり方および植民地宗主国の国民としての日本人一般の資質についても述べる。

まず、総督府のあり方については、総督府行政の草創期にあたる児玉総督時代には、台湾住民の心をつかむため、彼らの物の見方、感じ方に応じて臨機応変に政策を立てていたが、しだいに民心が定まり、日本人移住者も増加して、総督府の業務がルーティン化するにつれ、通訳が必要であるなど意思疎通の上で不便な、現地住民との関わりを億劫に思い、これを避けようとする動きが出てきたという事情を指摘し、この状況に関して憂慮してい

⁶ 人々の死生観や信仰に関係する、台湾総督府の政策について、胎中千鶴（2008）は、興味深い事例を提供してくれる。また、皇民化政策など、のちの時代の強硬な同化政策とその成否の評価にあたり、「同化」に関する持地のこの観点をひとつの基準することは、可能でもあり意味もあろう。

る。

また、一般の日本人の資質に関する議論は、持地が非常に強調するところである。日本は国家としては世界に注目されるどころまで漕ぎつけ、ヨーロッパ人に抑圧されてきたアジア、アフリカの人々から賞賛を浴びるようになったが、国家を構成する個々の国民の品位はこれに伴っていないと指摘する。この点で「豪い」国民にならなければ、せつかく国家レベルで世界に進出しても、とどのつまりは信用を失い、それを無にしてしまうと予測する⁷。

この点に関して、持地の見解をもっとも明瞭に表明している文章を紹介しておこう。

「東洋に於ける日本の実力はドウであるか、三井、三菱とか云ふやうな大きな商会は別として、個人の日本の商工業はドレだけ発展して居るか、誠に情けない有様だ、商標を盗む、嘘を言ふ、約束を違へるといふ風なことが、日本の商人の別名になって居る有様で、商工業は斯の如く振はぬ日本唯一の産物は何かと云ふに、醜業婦の跋扈である、之れが香港は勿論比律賓、新嘉坡、爪哇、スマトラ、又進んでは卑南、蘭貢、カルカッタ、孟買と到る処に跋扈して居る、(467頁)」

「今日は日本は、殆ど総ての欧羅巴人に圧迫せられ、又征服せられて居る所の諸々の人種の手本となって居る。日本が露西亞に勝ったと云ふことは、偉大なる道徳的影響を是等の人種に及ぼして、之れが為に支那は覚醒し、印度は騒ぎだし、埃及には国民的運動が初まり、波斯や土耳其は憲法政治を施すことになった。是等の顕象は皆日本の戦勝が与へたる影響である。サテ其の日本の実際はドウかと云ふに、日本は国家としては豪いけれども、日本人個々の個人としては、馬來人よりも豪らい所が無いかも知れない。比律賓人から見たならば、モット劣って居るかも知れない。比律賓の耶蘇教信徒は、もう少し品が良いかも知れない。それで単に国が武力を以て進んで行くときは、或は一時的的世界的大帝国を打建てる事が出来るかも知れない、成吉思汗の帝国、或は莫臥兒帝国の如きものが出来るかも知れぬ、併し永久に各種の民族を統一し、之れを帰服せしめて永久なる大帝国を建てるといふことは、覺束なからうかと思ふのであります。(467-468頁)」

持地の日本人評はこのように痛烈を極めるものであるが、台湾における日本人に関しては、すでに触れたように、さらに具体的かつ構造的な記述が見られる。いま一度要点を述べるならば、以下のようなものである。日本人が台湾社会に入ってくる際、現地住民に対して日本人が少数である間は、彼らは現地社会に溶け込もうと努力するし、したがって現地住民との関係も円滑に進む。ところが日本人移住者の数が増加してくると、日本人は日本人だけで交際して現地住民と交わろうとしないばかりか、支配民族であることと数とを頼みに現地住民に対して高圧的な態度をとったり、彼らの「経済上の利益を圧迫侵害して復顧る所莫きに至れる(406頁)」ケースが多い。結果、日本人と現地住民との間には反目の空気も生

⁷ 残念なことに、持地のこの憂慮は現実のものになったようである。その一例を、第二次大戦中、フィリピンに進駐した日本兵の行動が、現地住民にはどう見えたかという逸話から窺うことができる。中野聡(2007) 150頁参照。

まれつつある。

持地の眼から見れば、こうした状況が植民政策上許されるべきでないことはもちろんであるが、日本人が現地住民に対して優越意識をもつこと自体が誤りであった。なぜなら、長い歴史を通じて日本人の教師であった「支那民族は被征服人種にこそあれ、之を劣等人種と見做すは根本の誤謬」であり、「社会的経済的生活の或方面に至りては、却て日本民族に比して優れるものあり（403頁）」るからである。

以上に見てきたように、行政府のみではなく、移住した日本人個人としての姿勢が、将来「大国民」として世界に認知されるかどうかにかかわるといふ見解は、本書で何回も繰り返して述べられている。このことは、この論点が、持地にとって極めて切実なものであったことを物語る。同胞よ一時の成功に浮かれて夜郎自大になるな、国民一人一人が、一等国民たるに相応しい者となれ…というわけである。

2.4 本節のまとめ

2.3.2 のようなモデルにしたがって台湾経済を導こうとするばあい、台湾経営の基本は、植民地から一方的に収奪する方式ではなく、植民地自体が経済的に発展—今日の目から見ると、それは経済的自立を意味しないが—し、継続的に余剰を生み出す構造を持つ必要があること、すなわち「本国本位主義」と「植民地本位主義」の折衷的なものになることは自明であろう。持地はそのことを、アメリカのフィリピン経営やイギリスのインド経営、オランダのジャワ経営など先行例の研究を通じて我がものとしていった。この見方が、持地に固有の見解ではなく、当時植民政策を研究した同時代人によって共有されていたことは後述する。

持地の著作は一見すると総花的で、自らが関わった諸政策、すなわち土地制度改革、教育、産業振興、貿易等々を羅列しているだけのように思われる。しかし、前述のように、彼の経済学者としての素養に注目し、地域間取引モデルと、その時代的变化という観点からまとめ直してみると、本書に述べられた諸政策は、2.3.2 で紹介したように互いに有機的関連をもって組み立てられていたことが理解される。

持地の議論の特徴を総括すると以下の2点にまとめられる。すなわち、第1に、総督府の政策全体に関して、以上のような経済モデルを軸としたシステムチックな理解を内在させていたことであり、第2に、前項の最後にも触れたように、諸制度を実際に運営し、あるいは現地社会にあって実際に現地住民に接することになる官僚の人的資源育成、ならびに個々の日本国民についても、支配民族にふさわしい徳性を涵養することの重要性に着目した点である。

持地のような認識は、施政初期には、台湾総督府の中枢にあって政策立案する人々の間で、広く共有されていたのではないかと筆者は推測する。その根拠は、竹越與三郎『台湾統治志』に見られる次のような記述である。

「余が台北にある時民政長官の官邸に至り。楼上楼下通路の左右悉く書架なるを見て、我故人^(ママ)

の蔵書に富めるを驚嘆したるに、後藤氏答へて曰く、否な是れ多くは総督府の図書なり。我等は総督府を以て、日本人が未だ卒業せざる殖民学を研究する大学となす、総督は校長にして余は幹事なり、此書は即ち殖民大学の図書室なるのみと。また官吏中に読書会なるものあり、毎月数回、時として毎週一回、相会して其読み得たる書籍の内容を語り合ふを常とす。其読む所必しも職務上に必要なるものみに止らず、文芸、詩歌、奇談、旅行記より専門的科目に入るを妨げず。余が三十八年六月を以て再び台湾に入るや、恰かも地方官会議の時に際したりしが、余は彼等が相率ひて読書会に列して講話を聴聞しつつあるを見たりしが、官吏の外台北居住の市民が聴聞者に列するを見受けたりき。(53頁)」

ここに言及されている読書会で、持地が有力メンバーであったことは極めてありそうなことである。児玉総督と後藤民政長官のコンビの時代、総督府の主要な官僚の間では、こうして、総督府行政の理念、台湾社会に対する理解などの点で、共通認識の形成が自覚的に追究されていたのである⁸。

3. 本国知識人の植民地経営論—竹越与三郎の例

3.1 はじめに

3.1.1 本節の課題

これまで見てきた持地六三郎の植民政策論の特徴は、それでは、総督府の外にあった知識人の議論と比較したとき、どのように位置づけられるのだろうか。本節では、このことを考える手がかりとして、ほぼ同時代に著された植民政策にかかわる諸著作の中から、竹越与三郎による 2 点をとりあげて吟味することにしたい。竹越を取り上げる理由は、彼が西欧の植民政策学に通じていただけではなく、台湾統治に関する著書を、自らの見聞をもとに実証的にまとめているからである。

3.1.2 竹越与三郎について

竹越与三郎（号して三叉）は、1865（慶応元）年埼玉に生まれ、1950（昭和 25）年に東京で没している。16 歳で中村敬宇（正直）の同人舎に学び、翌年慶應義塾に転じて福沢諭吉に師事した。時事新報を一年で退社したのち、東京商業学校、前橋英学校で教鞭を執る。前橋時代の 1886（明治 19）年に 22 歳で受洗。20 代の後半からはジャーナリストとして活躍し、大阪公論、民友社、時事新報社、読売新聞などに関係した。1898（明治 30）年、西園寺公望文相の下で勅任参事官兼秘書官、1902（明治 35）年、衆議院議員当選。以後 1914（大正 3）年までその地位にあった。1922（大正 11）年貴族院勅選議員。1940（昭和 15）年枢密顧問官を歴任し、第 2 次大戦敗戦後の 1947（昭和 22）年には公職追放をうけた。竹越はまた本稿で取り上げる植民関係のほか、『新日本史』『二千五百年史』『日本経済史』等の歴史書、時事評論などの執筆、哲学書の訳出など、文筆活動も盛んに行い高い評価を受

⁸ ここで触れられている後藤の蔵書は、のちに台湾総督府図書館になり、現・国立台湾図書館の起源となっている。

けた⁹。

竹越による台湾視察旅行と『台湾統治志』の執筆出版、ならびに翌年の『比較殖民制度論』の出版は、彼が衆議院議員であった時期に行われた。この時期までに彼は『新日本史』『二千五百年史』の歴史書や、『格郎空（クロムウェル）』『マコーレー』『基督伝記』などの評伝なども出版しており、文筆家としての名声も高まっていた。児玉や後藤らは、こうしたオピニオンリーダーとしての竹越の社会的地位を評価し、彼によることで、日本本国の世論に台湾統治の実情を宣伝しようとしたのであろう。

3.2 竹越与三郎の植民政策論

3.2.1 取り上げる資料

本節では、竹越の数多くの著作の中から『台湾統治志』（1905年、博文館）および『比較殖民制度』（1906年、読売新聞社）を取りあげる。これらの著作は相次いで発表されたが、その性格は異なっている。前者は台湾を実地踏査した著者が、その経験に基づいてまとめた一種のルポルタージュであるのに対して、後者は韓国を念頭に置きながら、筆者の植民政策論を体系的に展開する内容となっている。前述のとおり竹越は中村正直および福沢諭吉について学んでいる。その際か、あるいはこの後に東京商業学校、前橋英学校で教鞭を執った頃までに、欧米で当時発達しつつあった植民政学の理論にも触れたものと思われる。この時期の竹越にとって、それまでに得た知識を、台湾の実地踏査によって肉付けする意味をもったのが『台湾統治志』であり、これを踏まえてもう一度自分の観点から論点を整理し、朝鮮問題を考える際の物差しにしようとしたのが『比較殖民制度』であったと位置づけられよう。本節でこの2冊を組み合わせる理由は、ここにある。

3.2.2 『台湾統治志』（1905年、博文館）

この本を執筆するにあたり、竹越は、台湾総督府の招きに応じて2回、台湾島を訪問した。訪問中は児玉源太郎総督や後藤新平民政長官などから歓待され、台湾島内の移動や調査にあたって便宜を与えられたようである。本書には後藤新平が以下のような「序」を書いている。

「世に台湾統治の得失を議するもの多からずとせず、其善視篤論以て人意を強くするものは少く、皮相模索談して実には中らざるものは多し。跋渉采訪以て其実を核めるものは少く、管闕耳食以て臆見に徇ふものは多し。…中略…然れども台湾統治は是れ帝国殖民史巻頭の幾頁なり。其成敗得失は後面多般の神采に關す。今台湾は聖朝の寵靈と国家の支持とに由りて列国殖民史上寡儔の好果を収むることを得たり。是れ国民の語を楽しむ所、世界の聞くを楽しむ所なり。…中略…竹越与三郎君筆を載して台湾に遊び、觀風訪俗曩に探討を究め仍りて斯に台湾統治志の著あり。攷拠精明、脚實地を踏み大段の見表裏映徹す。其省断評隲或は悉く縣貼を保す可らざらんも、而も台湾統治の爲に面目の眞を描くこと未だ能く君と髣髴を較するものあらざるな

⁹ 竹越の経歴に関する記述は、高坂盛彦（2002）による。

り。顧ふに近世列国の衡は重きを東洋に争ふこと譬へば打劫の碁局の如く、而して今茲外戦の結果は帝国殖民の史実をして題地を群疑の間に抜かずんばあるべからざらしむ。亮とに台湾統治の成績をして幾ばくか国民予後の自信に培はしむることを得ば亦何んぞ悠々の是非を顧みるに足らんや。…後略… (序 1-3 頁)」

日本にとって台湾の重要性が明らかであるにも関わらず、その実態および今後の方向について実証的な議論を展開する人が少ないこと、竹越のこの本が、この点で他に比べるものがない好著であるというのがその趣旨である。

本書は本文 534 頁、参考文献リスト 34 頁、図版および序文 20 頁あまりからなる大著で、章立ては以下の通りである。

自序

序 (後藤新平)

第 1 章 殖民及殖民国

第 2 章 台湾に於ける日本の統治

第 3 章 台湾統治の法制上の観察

第 4 章 過去の台湾

其一 海寇の台湾

其二 荷蘭西班牙の台湾

其三 鄭成功の自立

其四 清人生蕃の角逐

其五 列国に注目せらるる台湾

其六 偽共和国の滅亡

其七 土匪掃蕩の顛末

第 5 章 台湾の地勢、自然、人種

第 6 章 土地調査及び大租権整理

第 7 章 財政及び経済

第 8 章 警察機関

第 9 章 阿片専売

第 10 章 食塩専売

第 11 章 樟腦専売

第 12 章 鉱物

第 13 章 司法監獄

第 14 章 人口問題及び国家営業主義

第 15 章 生蕃の状態及び蕃地開拓政策

第 16 章 産業

其一 茶

其二 砂糖

其三 米

- 第 17 章 交通、郵便、港湾及び船舶
 - 第 18 章 外国貿易、母国との商業及び通貨
 - 第 19 章 衛生
 - 第 20 章 教育、宗教、慈善
 - 第 21 章 台湾歴遊雑録
- 付録

一、台湾に関する内外著書目録

二、写真の解説

本書もまた、前節で紹介した持地の著作同様、編や部といった上位の区分は設けられていないが、大まかにまとめるなら、第 1 章から第 3 章で、問題の設定と総括的な議論をしておき、つづく第 4 章と第 5 章で台湾の歴史、風土に関する紹介、第 6 章以下はいわば各論として、総督府による諸政策とその効果に関し、具体的事例を掲げて論じている。以下、本書全体の総括的記述となっている第 1 章から第 3 章を中心に、竹越の議論の枠組みを紹介していこう。

竹越は、その自序で次のように述べ、本書の問題意識を明示する。

「未開の国土を拓化して、文明の徳沢を及ぼすは、白人が従来久しく其負担なりと信じたる所なりき。今や日本国民は絶東の海表に起ちて、白人の大任を分たんと欲す。知らず我国民は果して黄人の負担を遂ぐるの幹能ありや否や。台湾統治の成敗は、此問題を解決するの試金石と云はざるべからず。余此問題を掲げて台湾に遊ぶもの前後二回にして、此書を草す。(序の 1 頁)」

すなわち、当時欧米で発達しつつあった植民政策学において「第二級」の人種であり植民地経営能力を欠くとされていた日本人が、欧米人に互して植民地を經營する能力を証明できるかどうかは、台湾經營の成否にかかっているのも、それを実地に見聞し証明しようというのである。

この問題提起を受け、竹越は第 1 章で植民地の定義ならびに、当時認識されていた植民地經營の利点について述べる。この論点は、竹越が本書をまとめるにあたりその基礎をなした認識であるから、煩をいとわずに紹介することにしよう。

竹越はまず、さまざまな呼称にもかかわらず「一の民族が他の民族の土地に入りて之を国家政令の下に置くものは、殖民に外ならず (1 頁)」と、植民地の定義を述べる。そのうえで、彼は植民地經營が民族の成長に欠かせないと主張する。なぜなら植民地は「国民的活力」の国内で余った部分を排出し、それにより国外で新たに成長する「新民族」の活力に接して本国もまた「生々の氣」を得るからだという。彼は、本国と植民地の関係を人家と庭園の関係にたとえて次のように述べる。

「殖民地を有する民族は庭園を有する人家にも比すべし。園中の樹草花卉は常に人の肺中より出づる空気によりて育養せられ、而して其樹草花卉によりて、人は更に生鮮の空気を給与せら

れる。是れ殖民地を有する民族が常に活動生長して止まざる所以なり。(2頁)」

以上の議論を具体化して、竹越は、植民地経営に伴う利点として以下の5ヶ条を述べる。これが本書全体の議論の基礎となる彼の立場である。すなわち、第1に、植民地は本国の活力を「按排調和」する方法である。いいかえれば本国内の矛盾を外に転じることにより国内秩序を安定させると同時に、人々の活動を外延的に拡大する方法である。第2に、植民地と本国を結ぶ必要から、海運事業を起こし、かつ制海権を握ることになる。第3に、植民地を有する民族は、他の民族と交渉する機会が多くなり、「外交社会」での発言力を増す。これは「外交資源」である。第4に、他民族を統治する必要から、国家統治の技術が発達する。第5に、植民地の富と事業は本国を常に刺激し、本国の社会が沈滞することを防ぐことは「常に波動を受けて腐敗を免かるる海水の如し(7-8頁)」である。

以上の観点から「台湾統治は果して失敗か、果して成功か」を判断しようというわけである。竹越にとって、これは「日本人民が太平洋の女王たるを得べきや否やを断ずる一の鉄案(16頁)」である。

第2章と第3章は、序と第1章で立てられた問題への解答であり、第4章以下の本書全体を通じた総括とも位置づけられる。ここで彼は、植民地を獲得する際には武力によることが通例であるが、そのあとこれを経営する際には「識見才力」による必要があるとし、日本人の間にも「政治的に区分して二個人種あり。一は武幹ありて戦略に長じ、馬上に得たるものを、馬上にて保持せんと欲する人種にして、一は其識見才力によりて国民を統治せんとする人種(22頁)」があるとする。竹越によれば日本の歴史は長い間、武力による政権争奪の歴史であったが、最近30年ほど、すなわち明治維新後は、「民衆を嚮導すべき第二種の政治家」が現れつつある。同様に、台湾もまた武力で占領されたが、最近にいたり「真に政治家らしく」統治されるようになった。具体的にいうなら、児玉総督の下で「土匪」が鎮定された結果、総督府はその力を民政に注ぐことが出来るようになった。この結果、警察をはじめとする総督府の行政に対して「土民信服の心、初めて生じ」統治の基礎が確定した。この基礎の上に①産業の急速な発展、②総督府財政の母国からの独立を達成しつつある。この成功には、児玉総督の行政について細かな点に干渉しない体制(いわゆる63体制)を貫いた本国政府の姿勢もあずかって力ある。

以上のことをまとめ、竹越は、台湾統治について次のような評価を下している。

「余は我台湾統治が確かに世界の殖民史中に一章を添ゆる者なるを信じ、明白に児玉総督後藤長官の功績を承認すと云ふも、何人も余を以て偏に故人に厚しと為さざらん。而して余は之と共に我議会在立憲国にあり勝なる執政官に対する猜疑の念を逞しうせず、国庫の補助と施政上の自由を与ふるに吝かならざりしもの、また実に此功績に寄与したるものなるを思ふて、其寛大なる心事を称揚するに躊躇せず。此の如くして余は日本国民が殖民国としての最初の試験に及第し得たるを目撃し、之によりて前途の想像を画き、無限の快感自ら抑ゆべからざるものあるを覚ゆ。何となれば吾人の前途には、太平洋の女王たる一大事業ありて、南極星の如くに吾人を導けばなり。(37-38頁)」

ここに述べられていることを一言でいうなら、日本人は西欧人に互して植民地経営をする能力を実証したということになる。

つづく第 3 章は、台湾統治にともなう行政機構の編成と法制度に関する考察である。竹越によれば、台湾統治を主題として、日本国民は、植民制度に関してもっと真剣に学ぶ必要がある。台湾を見るのに、単に府県の大きいものを見るような見方が普通になされているばかりか、総督府の自立的政策に対して猜疑の念を懐き、本国同様の先例主義で行政を行えば足りるとする見方も多い。

このような風潮に対して、竹越は次のように論駁する。

まず、台湾は、いくら日本に近いといっても、異民族支配の地であるから、れっきとした植民地である。このことは、少なくとも現時点においては法制上、台湾は本国と同じではあり得ないことを意味する。すなわち、台湾は帝国憲法の下には置かれぬのが当然である。民法、刑法も同様である。これらの点で台湾が本国同様になるためには、「台湾に於ける内地人の数の増加し、教育の普及して、土人が日本を祖国とするの念の信頼すべきを見 (73 頁)」た上でなければならない。以上の議論を、竹越は各国の植民制度を比較した上で導き出している。

さらに彼は、そうした植民地の統治にあたるべき官僚の待遇についても重視すべきであると、日本と気候風土の異なる台湾で優秀な人材を確保するためには、特別の厚遇が必要であるとする。彼はインドにおけるイギリス人官僚の処遇の例を念頭に置いて、次のように述べる。

「此の如き厚遇を与ふればこそ、人材輩出して行政も活動を保つなり。蓋し熱帯は人の好む所にあらず、殊に日本内地の如き気候中和、風光明媚の邦国に在るものに取りては、熱帯地の生活は一の苦痛と云はざるべからず。此時に当りて殖民地の官吏を優遇するの道なくんば、遂には棄才の外、此に赴くものなからんことを恐る。(82 頁)」

実際、少なくとも総督府施政初期の台湾では、官吏が台湾に赴任することを嫌い、短時日のうちに辞職や転勤して本国に戻る例が多く見られた。竹越はこうした状況を熟知しており、このような状況では、長期にわたって体系的な政策を維持することが困難になると考えたに相違ない。

本書全体としての主題の大筋は以上の通りであり、第 4 章以下では、この枠組みに沿って個別の主題が論じられている。本稿の目的は、台湾総督府の外にあった竹越の、植民政策論の大枠を見ることが目的であるから、第 4 章以下に関する全体的な紹介は省略することにするが、例外として、第 14 章、15 章および 18 章に関しては、持地の議論との比較の観点から簡単に触れておきたい。

第 14 章は、漢人系住民に関し、労働力確保の観点から対岸からの労働力の移転を解禁し、甘蔗作等に必要の大規模開発を、総督府が官営事業として行うべきだとする。また第 15 章では原住民族の状態について述べた後、漢人系住民との確執の歴史的背景、日本人との関係についても触れ、最後に、「蕃地」開発のために、東印度会社に倣った特許会社を設立し

て、それに行政権を付与してはどうかと提案する。第 18 章では、台湾領有までの台湾が統一的な市場圏をなしておらず、福建商人によって支配されていた歴史的事情を紹介した後、台湾総督府支配下で鉄道、電信、銀行などの整備の結果、ひとつの市場圏の体をなすようになったことを述べる。さらに、対岸との取引関係が漸次日本との関係に置き換わり、日本製品に関する需要も徐々に高まっていると言うことを、統計資料を用いて述べている。ただし、ここには持地の議論に見られたような、地域間取引モデルとその変化という発想は見られない。本書における竹越の関心の中心は、あくまでも日本による統治が順調に発展し、現地社会によっても受け入れられつつあることを証明し、その発展の要因として総督府の政策をできる限り網羅的に紹介することにあつた。それはまた、彼を招いた総督府の意向にもかなうことであつた。

3.2.3 『比較植民制度』（1906 年、読売新聞社）

『台湾統治志』が出版された翌年にあたる 1906（明治 39）年、竹越は『比較植民制度』を公にしている。1905 年はまた、第 2 次日韓協約により日本が大韓帝国の外交権を手中にした年でもある。『比較植民制度』は、この動きを受け、当時の日本国内に醸成されつつあつた世論を意識して執筆された、竹越の植民政策論である。本書全体の構成は以下の通りである（原著には章の番号がないが、ここでは便宜上通し番号を附与した）。

- 1 自序
- 2 英国植民制度の分類及原則
- 3 仏国植民制度の分類
- 4 和蘭植民制度の分類
- 5 独逸植民制度
- 6 特許会社植民地の実例
- 7 植民地と保護国との聯合制度の実例
- 8 保護国制度の実例
- 9 郡県植民地の実例
- 10 植民地官吏任用法
- 11 植民地の人口増加法
- 12 附録 『妹邦』か『勝国』か
 - 12.1 如何にして妹邦を治めん乎
 - 12.2 韓人教育に就ての謬見
 - 12.3 植民教育を起すべし

竹越は、1 の「自序」で本書全体の枠組について述べたあと、2 から 5 の各章で西欧諸国の植民地経営のあり方を比較し類型化する。6 から 9 では、そこから導かれたいくつかの植民地類型について、実例を挙げながら統治上の得失について論じる。10 と 11 は、いずれの類型にも共通の、統治機構ならびに、植民地社会を発展させる方策に関する議論である。そ

して最後に 12 は、第 2 次協約によってにわかに日本国内の関心が高まっていた韓国と日本の関わり方について、2 から 11 までの各章の議論を踏まえて具体的な提言をしたものである。これは「附録」とされているが、実際には竹越が本書を公刊するにあたって、もっとも切実に意識していた問題である。

本稿で竹越の著作を取り上げる趣旨は、台湾統治に対する同時代人の見方の一例としてであるから、この著作については、以上で述べた基本的な論理構成を把握した上で、個別の章に関する紹介は必要な部分のみについて行うこととする。

竹越による自序は、本書全体の問題提起であり、同時にまとめにもなっている。ここで彼は、武力で権力をとることはあっても、武力でそれを維持することはありえないという一般的な命題を最初に述べる。植民地も同様で、これを支配下に収めるときに武力によったとしても、その後の支配には武力や、これを背景とする性急な同化主義は成功しないと指摘した後、朝鮮について次のように指摘する。

「今や朝鮮が保護国たるに至り、我國民はまた之を治むること、粗獷なる阿弗利加を治むるが如くならしめんとし、其二千年来の流風余韻猶ほ存じ、湛恩濊沢、深く人心に入るものあるを思はざるなり。余平生、世論を敬重するに係らず、殖民地若は保護国の議論に至りては、即ち孟浪杜撰、殆んど失笑に禁へざるもの少からざるを見る。(2-3 頁)」

当時、日韓協約の成立とともに日本国内に生じた急速な同化論に対して、竹越が深く憂慮しているさまがうかがわれる。

竹越は、日本がとるべき植民地統治の原則として、以下の 5 点を指摘する。これは 2 以下の各論をつうじた総括であり、竹越の植民政策観が端的に表明されている。

第 1、長い歴史のある国民を、わずか 20-30 年で日本人に改造しようとする同化主義は誤りである。第 2、植民地がいったん支配下に入った後は、その住民は日本の「皇上の恩沢」に浴すべきである。この観点からも、彼らが慣れ親しんできた旧システムを一挙に否定して、異質な日本のシステムを強引に移殖しようとするのは誤りである。第 3、すでに高度の文化や経済を有する民族を支配するばあい、これを「属邦植民地」とし、風俗習慣のうち人道に反する部分だけは矯正するものの、それ以外はその社会に固有のものを認めるべきである。これを根こそぎにしようとするれば、住民の反感を買い、叛乱に終わることになる。第 4、植民地支配の究極の目的は母国の利益にあるといっても、それは国防などの「最高政治」に限られ、民政面ではその土地の住民の利益が優先されるべきである。したがって、植民地行政府が母国による拘束を受けることは好ましくない。大幅な裁量が認められるべきである。第 5、植民地を獲得する際は武力によることが多く、その行きがかり上、武力による統治が続く傾向があるが、武力による統治にはチェック機能が働かず不都合を生じるので、速やかに文官による統治に移行すべきである。

これにつづき、竹越は 2 から 11 の各章で、各国の植民制度の特徴を歴史的に振り返るかたちで叙述し、結論として、今日の植民政策の趨勢は、イギリス式、あるいはフランスによる保護国の方式をもって最も優れたものであるとする。

以上の考察をもとに、12 では、時あたかも保護国の扱いとされた朝鮮に対して、日本がどのように対応するべきかについて述べる。この部分は「附録」とされているが、本書を通読するならば、竹越が本書を著すにあたり、切実にいただいていた問題関心が、朝鮮統治の基本方針にあったことは明らかである。

彼は「日英同盟」を締結していた英国をはじめとする欧米列強に、朝鮮を日本の保護国と認めさせるには、日露戦争のみならず、アフガニスタン出兵などの大きな代価を払っていることを指摘する。現に日本で行われている政治的風潮は、これを烏有に帰しかねない。性急な同化主義に流れているからである。このことを批判する竹越の舌鋒はときに痛烈を極める。次にその一例を挙げておこう。

「今日朝鮮に対する我国の遣り方を見ると、六七十の老婆が十六七の娘に向って、衣服の色合ひから、髪の色から、歩き方から、言葉の遣り方から、箸の持方に至るまで、一々朝より夕に至るまで、諄々として小言を列べるが如き遣り方である。而して之を名付けて同化であると云ふ。実に笑ふべき極と言はなければならぬ。…(中略)…此老婆親切の結果は、嬢子をして反志を起さしむるに終ると同じく、朝鮮を同化するといふ遣り方は、即ち朝鮮をして益々我邦に遠からしむる源である。一の国家を他の国家が同化するなどは以ての外のことである。(195頁)」

そこで、彼は台湾を引き合いに出す。

「自分は台湾を旅行して其政治の成功したことを見て、大いに悦んで居るが、台湾に於ける成功の秘訣は外ではない。即ち同化病を病まぬからである。…(中略)…衛生には注意をして居る、併ながら其弁髪を切らしめるといふが如きことは試みないのである。文明の政治は行はれる。併ながら其固有の文人士といふやうなものには相当の尊敬を施すと云ふことをして居るのである。道路を改築し軍隊の威信を示すといふやうなことはある。併ながら台湾の風俗習慣を尊重して、是れが為めに別に民法を制定するといふが如きさへ試みられて居る。台湾は我が領土である。我が掌の中に握ったる植民地である。併ながら台湾を同化する能はざるや斯の如きものであって、同化主義の病的政策が行はれざることが、即ち台湾を良く治め得る原因である。然るに我が国家は今や全く掌の中に入らざる朝鮮を以て、殆ど掌の中に入ったかの如く思ひ、我邦との関係は僅に妹邦に過ぎざる朝鮮を以て、勝国なるかの如く思ひ、融通の利く、直接行政の責任を避け得る、而して其政治上の大綱を取ることを得るといふ妙用のある保護国としながら、事実には之を我が州県の一の如く思ふて政治を行はむとする。是れは仏蘭西が其多くの植民地に施し、而して失敗したところの病的同化政策である。(196-198頁)」

台湾は保護国である朝鮮と違い、純然たる植民地であるが、ここでは性急な同化主義はとられず、現地住民固有の文化や慣習が可能な限り尊重されている。そのことが台湾統治成功の大きな要因だということである。

以上のようにして、欧米列強の植民政策史と、台湾統治の経験を共に考慮した竹越の結論は、朝鮮統治にあたっては外交権のみを行使し、内政は朝鮮人自身に任せるべきであるというものであった。現実の朝鮮統治政策が、竹越の主張とは異なる方向に赴き、結果、

今日にまで至るさまざまな問題を醸成する源となっていることは、改めて喋々するまでもあるまい。

3.3 本節のまとめ

『台湾統治志』『比較殖民制度』から窺われる竹越の植民政策論の特徴について、簡単にまとめておくことにしよう。

第1は、欧米における経験の総括、すなわち植民政策学を学び、これを下敷きとしていくことである。第2は、植民地における同化主義に強く反対する立場を、彼が取ることである。第3は、日本の台湾領有が、欧米の植民政策学によって劣等人種とされた日本人に植民地統治能力があることを証明する好機だと捉えていることである。

この観点にたつて『台湾統治志』では、竹越は、最初に欧米の植民政策学の成果について紹介した後、これにつづく各章では、台湾総督府による諸政策に関し、自己の見聞に基づいて詳細に報告し、日本人による植民地統治の成功を宣伝している。また、『比較殖民制度』では、やはり欧米植民政策学の紹介から始まり、この部分に本書の過半を費やした後、朝鮮の統治方針に関して、同化政策を執ることの無謀を説いている。その際、同化政策によらざるがゆえに成功した例として引き合いに出されるのが、前年『台湾統治志』で実証的に検討した台湾総督府の例なのである。

最後に、『比較殖民制度』が、当時、韓国統監府初代統監であった伊藤博文に「最初に琉球を領有し、次に台湾を略取し、最後に朝鮮を保護国とし、常に我宗主権の伸長と離るべからざる関係を有する伊藤侯に此書を呈す」という献辞をもって捧げられ、これに対して伊藤が「発明之一端在於読未読書」という題字を寄せていることは注目に値する。伊藤がはたして、この本や『台湾統治志』を精読していたかどうかは分からない。しかし、少なくとも竹越がどのような主張をする人物であるかは承知していたはずである。このことは、竹越のような主張が、当時植民地経営にあたる人々の間で受け入れられていたことを物語る。

4. むすび

4.1 持地と竹越の比較

持地と竹越を比較したとき、共通して見られる点を列挙しよう。まず、その議論を組み立てる際の方法に関して言うと、両者とも欧米の植民政策学を丹念に学んだ上で、これを机上の理論に終わらせることなく、台湾の現状とすりあわせ、実証的に検討することで、理論を、自分たちのおかれた諸条件に即応するものへと磨き上げている。欧米の植民政策学は、持地と竹越に限らず、領土をきっかけとして、台湾経営に関わる位置にいた官僚や知識人の間で広く学ばれたようである。その一例として、熊谷喜一郎(1903)を挙げることができる。これは内務大臣官房台湾課によって刊行されたもので、各国植民地経営の法的位

置づけに関する比較検討のための資料集である¹⁰。

このように理論形成のプロセスが共通な上に、彼らは日本による植民地経営に関する、重要な諸点で見解を同じくしている。この点についても述べておこう。まず、性急な同化主義に反対している点は、欧米の植民政学、最新の動向から彼らが学んだ点であると思われる。彼らはともに、植民地住民の文化的背景を尊重し、これに応じた特別法制や教育システムの必要性を強調する、本国と異なるこうしたシステムを運用するため、総督に大きな権限を与え、本国からの干渉は最低限にとどめるなどの論点は、これに関連するものである。ただし、植民地住民の文化的独自性といわゆる「文明化」の関係について論ずるばあいに、一般論として同化の困難を述べる竹越に比べ、持地の議論は、比較的同化しやすい「形而下」の面と、人々の精神生活に関わって同化のほとんど不可能な「形而上」の面を区別して論じている点、一段と精緻なものになっている。このほかに両者の共通点を述べるなら、植民地官僚には特別な資質が必要であり、そのための養成機関が不可欠だと主張する点、さらには、議論の出発点として、台湾の統治に、欧米植民政学では劣等人種とされた日本人に、植民地経営をする能力があることを証する試金石としての意味づけを与えている点、これとも関わるが、日本が帝国を形成するにあたり、植民地行政に携わる者たちだけではなく、国民一人一人のレベルに至るまで、支配民族としての徳性を磨き、植民地住民から尊敬されるようになることを、日本による植民地経営が成功する要因として掲げていることなどが挙げられる。

こうした基本的なものの見方が両者で一致している一要因として、台湾総督府における勉強会の存在が考えられる。竹越の著作は当然ここで取り上げられたであろうし、持地はこれを前提に自分の著作をまとめたと推測できるからである。このように、台湾総督府において植民政学や当面する行政上の諸課題、将来のビジョンなどに関し、当事者たちの間で認識の統一が図られていたことは重要である。

次に両者の相違点について述べよう。持地の議論では、台湾をめぐる地域間取引モデルの発想が濃厚で、彼は日本、清国、台湾間の三角貿易に関し、図解つきで論じている。このモデルの存在により、その他の諸政策の位置づけが、相互に有機的関連をもって、構造化して理解できるようになることは、すでに指摘した。竹越の議論においては、このような発想は希薄である。竹越にあっては、台湾総督府の諸政策はそれ自体として、総督府による統治の成功を証明する論拠として、並列的に列挙されている。逆に、竹越は、将来の「蕃地」に関わる経営方針の一環として、イギリスの東インド会社に倣った特許会社を設立し、これに行政権を与えて開発を推進し、一定期間を経て総督府の統治下に編入することを提案している。ただし、この提案がその後、どのように現実の政策に取り入れられたのかは、現在のところ不明である。持地の議論には、このような提案は見られない。

台湾総督府の高級官僚や、日本のリベラルな知識人の間では、日本による植民地統治について、以上のような政策論が行われていた。しかし現実の歴史的径路に目をやれば、日

¹⁰ 熊谷喜一郎(1903)参照。

本本国の世論や帝国議会での議論が、結果的に彼らの憂慮する方向に流れていったことはすでに述べたとおりである。

4.2 台湾総督府官僚から見た統計の意義

本稿の目的は、台湾総督府における統計調査および統計編纂にかかる諸業務が、当事者の認識の中でどのような位置づけを与えられていたかについて、見通しをうることにあった。ここで、これまでに見いだしたことを基に、この点についても簡単に述べておこう。

実務官僚である持地のような人々にとり、上述のような経済モデルは、単にそれを組み立ててこと足れりとなしうる、いわば純学理的な性質のものではない。自分等が立案した政策が実際にどのような効果を生みつつあるか計測し、現在の自分らが、モデルの通時的変化のどこに位置するかを確定することが、彼らにとって、次の政策を立案するために必須であったことは想像に難くない。その欲求に応えるべきものとして、臨時台湾戸口調査や農家経済調査、工業調査などの諸統計は不可欠の素材だったはずである。

1905年に初めて臨時台湾戸口調査が実施された際、臨時台湾戸口調査部主事の祝辰巳はその意義について触れ、以下のように述べている。

「本島に於て本年実行されると此後五箇年目に行ひ、其次期の十箇年目と、即ち第一期第二期第三期と比較して、斯の如き変遷を生じたりと云ふ事を知ることが出来る。…中略…此事は、日本帝国の新領土に対する施政の上に於きまして、非常なる重要な意味を有する結果を生ずる事であります。即ち、支那の民族が日本政府の下に治められる結果が、始めて判然と分つて往くのであります。¹¹⁾

本稿で見てきたような脈絡の中においてみるならば、祝のこの言葉は、戸口調査の意義を誇大に言い立てているわけではなく、総督府の当事者たちの間で共有された偽らざる実感であったと推測できる。また、この実感はひとり人口センサスだけに関するものではなく、統計データ、特に調査統計全般にかかわるものであったろう。これが、本稿冒頭でたてた問題への、現時点での答えである。

4.3 補論：日本の帝国形成に関する歴史的評価をめぐって

本稿で述べるべき点は4.2まででほぼ尽くしているのだが、ここで日本による帝国形成に関する歴史的評価の視点について、私見を簡単に述べておきたいと思う。

欧米諸国の帝国形成および植民地政策に関する研究は、日本においても盛んになされており、優れた成果が世に問われている。本稿の執筆にあたって、筆者も、そうした研究の成果に触発されるところが大きかった。しかしながら、この領域の研究者が比較の対照として日本の帝国形成や植民地経営に言及する際、ややステロタイプな記述が目立ち、筆者

¹¹⁾ 祝辰巳(1905)による。原文は正字カタカナ交じり文であるが、採録にあたり、常用漢字体ひらがな交じり文に書き改め、適宜句読点を補った。なお、彼の名字をどう発音するかは「いわい」「ほうり」の2説があり不明となっていたが、最近、高橋益代(一橋大学グローバルCOEプロジェクト)が、台湾総督府公文類纂中に祝本人がローマ字でIwaiと署名した資料を発見し、この問題には決着が付けられた。

としては違和感を覚えずにはいられなかった。それは、西欧植民地主義の背景にあるキリスト教あるいは啓蒙思想の評価と、ひるがえって日本の植民地主義におけるこれの対応物の評価にかかっている。

その一例として平野千果子(2002)を取り上げてみよう¹²。

同書の内容は多岐にわたるが、最も重要な論点として、平野はフランスの植民地主義について、その歴史を遡って丹念に分析し、他の諸国、特にイギリスとの比較において、その特質を描き出した。フランスの植民地主義、特に第2次植民地帝国期の植民地主義の特徴は、早期に奴隷制を廃止したことに伴い、他の国（特に英国）の植民地経営に対し、自国の植民地支配を「文明」の伝達として正当化したことにある。ここで言う「文明」は、第一義的には、啓蒙思想によって裏付けられた革命の理念、特に奴隷制の廃止であった。しかし、さらにその背後には、フランス社会を支える伝統としてのキリスト教的価値観が、暗黙のうちに前提されていた。このフランスの事情との比較で、平野は日本の帝国形成に関して、次のように述べる。

「単純化していえば、日本の掲げた理念はフランスの場合ほどの普遍性を持たなかった。もちろんいずれの国も、正当化の言辞は立派である。「八紘一宇」は世界を一つの家とするということであり、「大東亜共栄圏」はアジアの共存共栄を目的とした。しかも日本は、人種差別の撤廃を早くから主張していた。ヨーロッパ流の「文明化」の前提が人種差別主義であるのは、言うまでもない。その人種論の中で二流の劣った存在（「黄色人種」）と位置づけられた日本が、人種間の平等を掲げたのは理にかなっている。

だが現実には、日本自身が他のアジアよりも優れているという前提に立ったのが、大東亜共栄圏であった。日本流のオリエンタリズムが問われる所以である。そして何よりも日本のスローガンの背後には、天皇制があった。「大東亜共栄圏」が日本版の「文明化」構想であるという見方は、それなりに成り立つ。だがフランスの唱えた革命の理念は、天皇のような一国固有の世襲の権威を排除した形での自由と平等であった。日本のスローガンは天皇制を背負っていたことで、フランスが掲げた理念のような普遍性を、はじめから欠いていたと言えるだろう。

(303頁)

このような評価は、おそらく西欧諸国の植民地主義を研究する人々の間で(さらにいうなら、今日でも欧米人の間で)は、ごく自然に受け入れられるものであろう。実際、明治後半から第二次大戦にいたる日本の歩み全体を結果論としてみるなら、ここに述べられていることは誤りではない。しかし、筆者は、この議論の立て方には、以下の2点で疑問を感じる。

¹² 筆者がここで平野(2002)を取り上げることは、この著作に対する全面的な批判を意味しない。そもそも平野の中心的なテーマはフランス植民地主義であり、日本に関しては、本来の論旨から少しはずれたところで、比較の対照として、ごく簡単に論及されているに過ぎない。平野は同書で、日本の植民地主義をメインテーマとする実証研究の結果を記述したわけではないので、これをもって同書全体の価値を云々するのはアンフェアであろう。筆者はこの労作を高く評価しており、本稿を執筆するにあたって、そこから大きな刺激を受けたことを申し添えておきたい。

第 1 は、この記述が、どの時期を対象とするかという問題である。平野の文章では、日本の植民地主義あるいは帝国経営の原理は、明治時代の草創期から昭和の滅亡に至るまで、その性格を変化させていないかのように見える。しかし、実際には、日露戦後経営期、あるいは第 1 次大戦までの時期と、それ以後、特に昭和に入って日中戦争が始まるころからの時期とでは、日本の植民地主義のあり方には大きな変化があったと見るべきである。明治維新以来、日本の国家指導者たちは、欧米列強による自国の植民地化の回避を最大の課題として自覚しており、国家レベルのさまざまな政策は、この認識を大前提として立てられていた。台湾や朝鮮に関する植民地統治政策も、少なくとも初発の段階では、その埒外にはなかったと考えるのが自然である。この認識が大きく変わり、日本帝国の領域を広げてアウタルキー経済を形成し、その域内で資源の配置を考えるという、いわば積極的な帝国建設政策に、国家指導者たちの軸足が明らかに移動したのは、大正初め以降のことであろう。

第 2 は、以上のことと関連するが、明治末年までの、本稿で取り上げた時期について考えるなら、そこには天皇を現人神として崇拝することを植民地住民に要求する思考は、持地らには認められない。このような政策が台湾で、意識的に推進されるのは、1930 年代の皇民化政策以降のことである¹³。この時期、少なくとも竹越や持地の主張を読む限り、植民地住民の「形而上」の生活にまで立ち入って、これを日本人に同化しようとする意図を、彼らにはもっていないと判断できる。これは、日本社会自体が維新後に西欧のモデルを導入するに際し、「形而下」の諸制度は積極的に受け入れたが、「形而上」に属するキリスト教倫理を受け入れることはしなかったという経験と関連するであろう。すなわち、近代日本は「文明化」を、実用主義的な立場から、キリスト教と切り離す形に読み替えた。持地らは、それと同質の対処の仕方を植民地住民にも求める姿勢を持っていたのである。もちろん、竹越や持地の記述には、天皇の「恩沢」が植民地住民に及ぶという記述は見られる。しかしそれは、イギリスの植民地において国王に対する忠誠がもとめられたのと、その本質において選ぶところがない。逆に、当時、欧米がキリスト教をア・プリオリに最高の倫理規範として押しつける傾向があったのと比較するなら、竹越や持地らは、異なる価値の併存を認めていく「文化的多元主義」の可能性すらある議論をしているといえよう¹⁴。

このように考えてきたとき、イギリスにおける植民地主義に関する木畑洋一(1987)の記述は注目に値する。本書は英帝国下で形成された「帝国意識」の構造と、通時的変化、今日に至るその影響について分析することを主眼としているが、その一環として、英国人自身が、英国による植民地支配を、他国による支配との関係でどう位置づけていたのかも論

¹³ 本稿では、1915 年、田健治郎総督の下で開始された「内地延長主義」の諸政策に関する評価については、今後の課題としておく。

¹⁴ ただし、植民地経営に直接関わりを持たない政治家や民衆などの間での認識が、持地や竹越のこのような認識と大きく異なっていたことも、この時代の植民地主義の動向を考察するにあいには、当然のことながら念頭に置かななくてはならない。本稿で持地と竹越にしか触れなかった理由は、これらの見解を一通り取り上げて、日本の植民地主義の全体像を描き出すことが本稿の目的でないからに過ぎない。

じられている。ここで注目したいのは、ドイツによるアフリカ支配に関して、第 1 次大戦前後に行われた論調である。木畑は次のようにまとめている。

「ドイツから植民地を取り上げることは、結局、野蛮に対する文明、まやかしの帝国支配に対する真の帝国支配の勝利の印となる。…中略…「戦争熱」を鼓吹する側の論理の中では、文明の名によるドイツ軍国主義打倒という表面の戦争目的と、帝国の拡大強化という「隠された戦争目的」とがうまく結びあわされていった。しかもこの論理が、イギリス帝国の「偉大さ」を無批判的に信ずる「帝国意識」になじみやすいものであったことはいうまでもない。(148-149 頁)」

同じキリスト教国民同士であっても、自己の支配こそが文明的であり、他国による支配は野蛮だという認識は存在し、再生産された。19 世紀以降ヨーロッパに簇生したいわゆる国民帝国¹⁵は、帝国支配領域の拡大をめぐる、アジアやアフリカでのしを削っていた。この状況下では、他国による植民地支配に対する、自国による支配の社会的、経済的、政治的、および倫理的な優位性を、互いに鋭角的に主張せざるを得なかったのである。木畑によれば、英国ではこれとならんで次のような論議もなされていたという。

「(第 1 次大戦に際して)カーゾンを委員長とする帝国戦時内閣のための講和条件委員会が、1917 年 4 月 20 日に出した報告書に見られる次のような内容は、考えられていた帝国拡大の構想を明瞭にさし示していた。

アフリカからのドイツの退去、パレスティナとメソポタミアのイギリス帝国への併合、アラビアにおける排他的影響力の行使、赤道以北の(オセアニアの:引用者)ドイツ領は日本に割り当て、赤道以南の地域はオーストラリアの安全保護のためにイギリス帝国が管理 (47 頁)」

ここには、形成されつつあった日本帝国を英帝国のサブシステムとして組み込み、そのことによって英帝国の体制を強化しようとする意図があるようにも読み取れる。このような発想がなされる背景には、現実に英帝国のサブシステムをなした「インド帝国」が、彼らの念頭にあったのかも知れない。ここで、日本がキリスト教国でないことは自明であったのだから、英帝国にとって、植民地支配の原理が「文明化」に導く「真の帝国支配」であったとしても、それがキリスト教倫理にもとづくものであるかどうかは、本質的な問題とは考えられていなかったのではないだろうか。

この問題に関しては、今のところこれ以上具体的に論じる材料を持っていないので、問題の所在を提起するにとどめたい。日本の植民地支配を歴史的に評価するにあたっては、単に「政治的に正しい」言説で終わらせるのではなく、一次資料に基づいた実証作業によりながら構造的に捉えることが、今後なされるべき重要な課題であろう。

(15th July 2009)

¹⁵ 国民帝国の概念については、山室信一(2003)を参照。

引用・参考文献

- 平野千果子(2002)『フランス植民地主義の歴史 奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院
- 祝辰巳(1905)「警務課長会議に於ける演説」『台湾統計協会雑誌 第十二号』台湾統計協会
- 木畑洋一(1987)『支配の代償 英帝国の崩壊と「帝国意識」』東京大学出版会
- 高坂盛彦(2002)『ある明治リベラリストの記録 孤高の戦闘者 竹越與三郎伝(中公叢書)』中央公論新社
- 熊谷喜一郎(1903)『欧洲各国植民地制度彙纂草案 立法及予算ノ部 卷一 英吉利 仏蘭西 独逸』内務大臣官房台湾課
- 持地六三郎(1912)『台湾殖民政策』富山房
- 中野聡(2007)『歴史経験としてのアメリカ帝国—米比関係史の群像』岩波書店
- 胎中千鶴(2008)『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の<近代>』風響社
- 竹越与三郎(1905)『台湾統治志』博文館
- (1906)『比較殖民制度』読売新聞社
- 山本有造(2003)「「帝国」とはなにか」、山本有造編(2003)『帝国の研究—原理・類型・関係—』名古屋大学出版会
- 山室信一(2003)「「国民帝国」論の射程」山本有造(2003)『帝国の研究』名古屋大学出版会

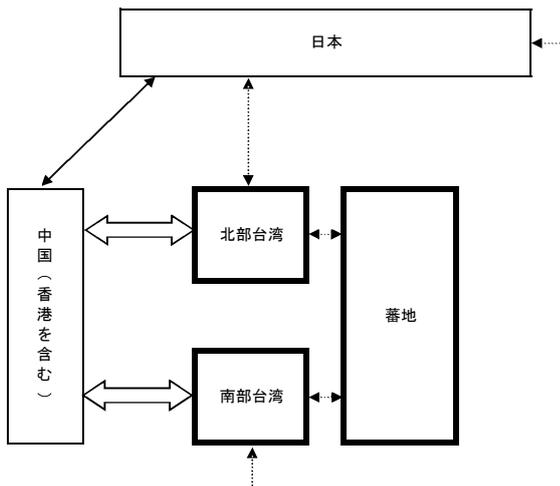
表1 持地六三郎年譜

年	代	主 要 記 事
台湾総督府以前	1867(慶応3)	誕生
	1890(明治23)	5月、訳書、エドワード・クラーク・ラント(米)『経済学評論』(東京、経済雑誌社)刊行。
	1892	8月、高等文官試験合格(同期に中村是公、同年6月に水野錬太郎、前年に祝辰巳、若槻礼次郎など)
	1893	8月、大蔵省試補
	1894	4月、内閣属銓衡、山口高等中学校教授高等官七等に任叙
	1896	7月、著書『経済通論』(東京、富山房)刊行。翌年再版。
	1899	6月、石川県参事官から石川県書記官に
台湾総督府時代	1900	7月、台南県書記に任用
	1901	6月、元台南県高等官として昇等。10月、台南県書記官休職。11月、著書『支那問題と国民の覚悟』(東京、広文堂)刊行。
	1902	3月、従六位任官、台湾総督府参事官任命。7月、高等土地調査委員。4月、著書『経済一夕話』(東京、富山房)刊行。6月、共著書『法制教科書』(東京、大日本図書、岩田宙造と共著)刊行。著書『経済教科書』(東京、大日本図書)刊行。10月、著書『経済教科書』(東京、富山房)刊行。
	1903	2月、臨時台湾旧慣調査委員。3月、国語学校講師を囑託。10月、著書『法制及経済(教育研究叢書)』(東京、同文館)刊行。11月、蕃地事務調査係長として恒春庁下の蕃地調査方往復。12月、民政部総務局地方課長、民政部総務局学務課長兼務、台湾小学校教員検定委員、高等土地調査委員会委員として勤勉賞与をうける。
	1904	1月、基隆市区計画委員、市区計画委員会幹事。3月、国語学校囑託を解囑、統計講習会講師として賞与を受ける。4月、小学校及び公学校教員試験常任委員。12月、法務課長代理。
	1905	4月、台湾総督府参事官として官等陞叙。
	1906	9月、国語学校長心得。11月、総務局長心得(中村是公総務局長が満鉄副総裁に転出のため)。
	1907	9月、インド、ジャワ、フィリピンに派遣。
	1908	2月、エジプトに派遣。
	1909	7月、台湾総督府通信局長に任官。
	1910	10月、中南部通信事業視察復命書(通信局長として)。12月、台湾総督府通信局長を休職、賞与を受ける。
	朝鮮総督府時代以降	1912(大正1)
1916		3月、朝鮮総督府土木局長として叙位。
1917		6月、朝鮮総督府土木局長として叙位。朝鮮総督府通信局長(～1920年6月退官)。
1920		6月、元朝鮮総督府通信局長として叙位。論文「日韓同治と朝鮮研究」『財団法人明治聖徳記念学会紀要 第13-15巻』(東京、明治聖徳記念学会)掲載(1921年まで連載)
1921		12月、錦鶏間祇候被仰付様取計方宮内大臣へ照会。
1922		2月、南支那における事情調査囑託。4月、府(台湾総督府)史編纂事務囑託、府史編纂委員会部長。
1923		8月、叙位、危篤に付賞与。死去。
1926		著書『日本植民地経済論』(東京、改造社)刊行
(年不明)	未亡人ゑい、東京大学法学部図書館に蔵書を寄贈(関東大震災復興支援として)。	

注)国史館台湾文献館資料、国立公文書館資料、東京大学図書館資料などにより作成。

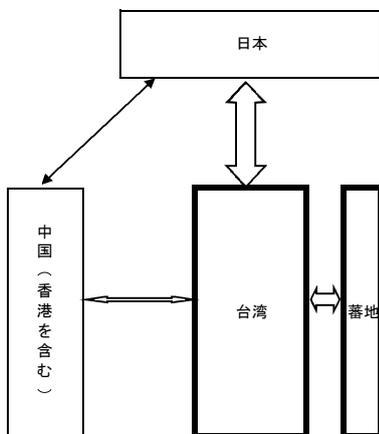
図1 持地六三郎の台湾経済モデル

A 清国時代および日本時代最初期



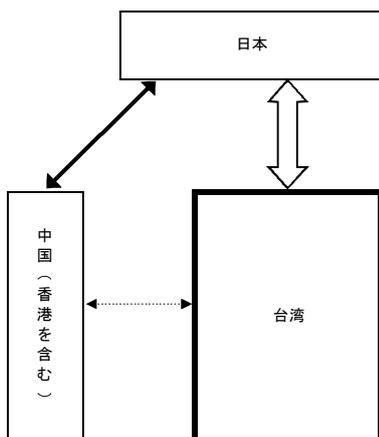
1. 北部台湾から中国に米、樟脳、茶などを輸出、中国から生活用品を輸入。
2. 南部台湾から中国に茶、砂糖、樟脳などを輸出、中国から米や生活用品を輸入
3. 南北台湾ならびに蕃地はそれぞれ独立しており共通の市場圏をなしていない。
4. 台湾と日本との間の輸出入はわずかであり、台湾と中国の関係に及ばない。

B 日本統治下での変化(初期:持地の時代)



1. 縦貫鉄道の完成と沿岸航路の整備により、南北台湾の市場圏が統一された。
2. 隘勇線の前進により、蕃地が縮小した。
3. 台湾から日本に砂糖、米、樟脳などを輸出、日本から工業製品を輸入。
4. 台湾は中国から伝統的な生活様式に伴う日用品を輸入。
5. 中国は日本から工業製品を輸入。

C 日本統治下での変化(将来)



1. 「形而下」の同化の進行により、中国からの市場の分離が進む。
2. 台湾が第1次産品を移出し、日本が日用品を含む第2次産品を移出する。
3. 「蕃地」は台湾市場の内部に吸収される。